

大阪大学産業科学研究所図書委員会内規

(設置)

第1条 大阪大学産業科学研究所図書室（以下「図書室」という。）の運営に関し必要な事項を審議するため、図書委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算に関すること。
- (2) 図書の購入に関すること。
- (3) 図書の閲覧、帯出に関すること。
- (4) その他図書室の運営に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大阪大学附属図書館吹田地区運営委員会委員
 - (2) 産業科学研究所の各研究部門（新産業創成研究部門及び特別プロジェクト研究部門を除く。）及び産業科学ナノテクノロジーセンターから選ばれた専任教員 各1名
 - (3) その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員のうち先任の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会等)

第6条 委員会は、必要に応じて、専門委員会等を置くことができる。

- 2 専門委員会等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、図書室で行う。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、昭和45年10月5日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和53年2月16日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。
- 2 この規程施行後最初に委嘱される委員の半数の者の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず昭和53年9月30日までとする。

附 則

この改正は、昭和56年5月21日から施行する。

附 則

この改正は、昭和59年9月1日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年9月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。